

様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名

殿

東京都港区赤坂1-9-13
全国林業研究グループ連絡協議会
会長

年度未来の林業を支える林業後継者養成事業助成金の
交付決定の通知について

年 月 日付け第 号をもって助成金交付申請のあった 年度未来の林業を支える林業後継者養成事業については、未来の林業を支える林業後継者養成事業助成金交付規程第4の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 助成金交付の対象となる事業は、申請のあった未来の林業を支える林業後継者養成事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄に記載されたとおりとする。

2 助成金の額は、次のとおりである。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

3 助成事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分及び収支予算欄記載のとおりとする。

4 助成金の額の確定は、助成事業に要した配分経費ごとの実支出額と助成事業の配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）のいずれか低い額とする。

5 交付の決定を受けた申請者（以下「事業者」）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、その他の補助金等に関する法令、「緑の人づくり」総合支援対策補助金交付等要綱（平30年3月30日付け29林政経第345号農林水産事務次官依命通知）及び未来の林業を支える林業後継者養成事業実施要領（平成28年4月1日付け27林整研第204号－2林野庁長官通知）及びその他関係通達に従わなければならない。

6 助成金の交付条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備えるとともに、整理保管しておかなければならない。
- (2) 事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 全国林業研究グループ連絡協議会会長は、事業者が全国林業研究グループ連絡協議会会長の付した条件に違反した場合は、事業者に対して助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。